

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 34) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 33)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】      【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機</p>

			<p>器、測定工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充)</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、 対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p>
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和 5 年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(平成 29 年 9 月策定)】</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 6 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>○実績</p> <p>特別償却 令和元年度:25,591 件 令和2年度:22,894 件 令和3年度:22,894 件</p> <p>税額控除 令和元年度:28,339 件 令和2年度:26,166 件 令和3年度:26,166 件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み</p> <p>特別償却 令和4年度:22,894 件 令和5年度:22,894 件 令和6年度:22,894 件</p> <p>税額控除 令和4年度:26,166 件 令和5年度:26,166 件 令和6年度:26,166 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p>&lt;平均伸び率の算出(端数は四捨五入)&gt; 令和元年 17.5% 令和2年 18.1%(前年比 0.7%ポイント) 令和3年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント) 令和4年 16.2%(前年比 -0.1%ポイント) 平均 -0.0%ポイント</p>
		② 適用額	<p>○実績</p> <p>特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和2年度:1,999 億円 令和3年度:1,999 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:183 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:163 億円</p>

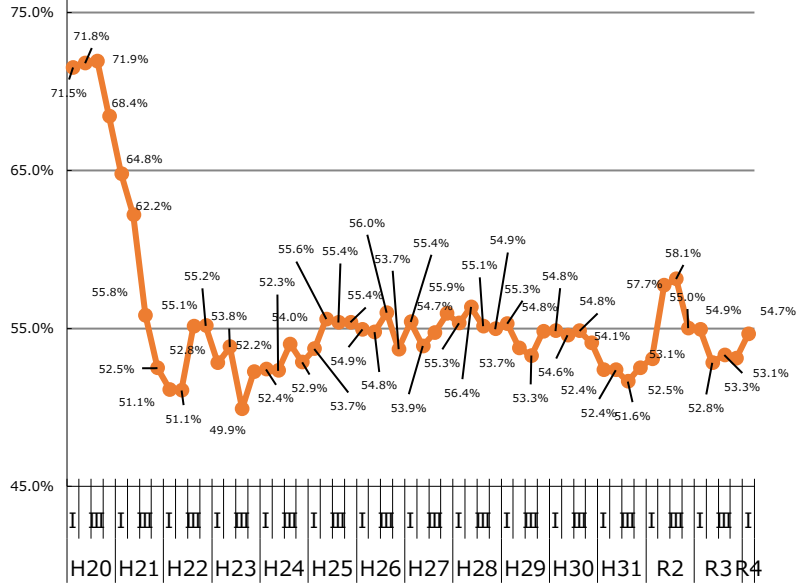
		<p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」  ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み  特別償却  令和4年度:1,999億円  令和5年度:1,999億円  令和6年度:1,999億円</p> <p>税額控除  令和4年度:163億円  令和5年度:163億円  令和6年度:163億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>○実績  特別償却  令和元年度:367億円  令和2年度:300億円  令和3年度:300億円</p> <p>税額控除  令和元年度:139億円  令和2年度:163億円  令和3年度:163億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計)  ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み  令和4年度:163億円  令和5年度:163億円  令和6年度:163億円  ※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。

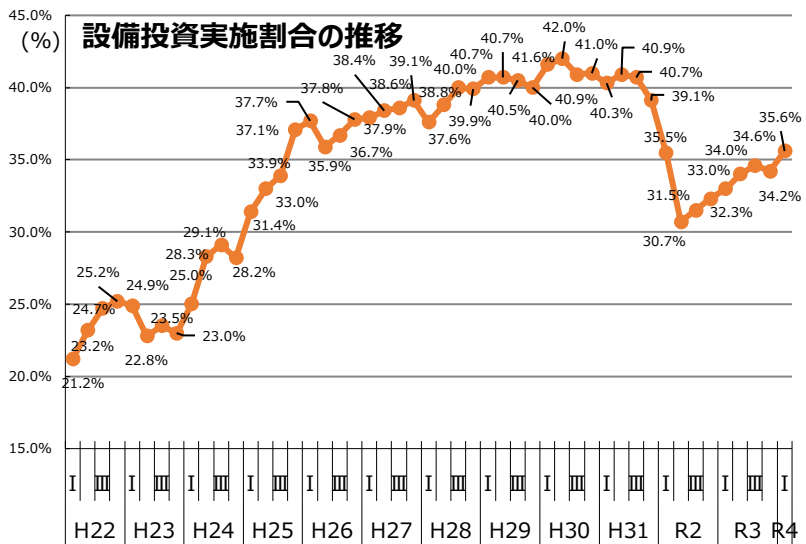
設備投資対キャッシュフロー率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(年次)

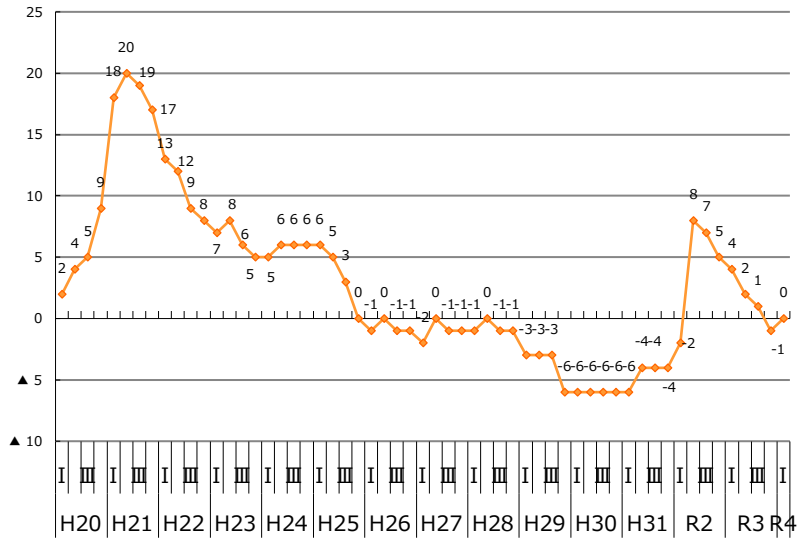


資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

(年次)

(DI,ポイント)

### 生産・営業用設備DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(年次)

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

#### 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

⑤ 税収減を是認する理由等

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。

加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

## 中小企業投資促進税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

### 1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和元年 17.5%

令和2年 18.1%（前年比 0.7%ポイント） ※四捨五入の関係で一致しない

令和3年 17.5%（前年比 -0.6%ポイント）

令和4年 16.2%（前年比 -0.1%ポイント） 平均 -0.0%ポイント

(2) (1) を踏まえ令和2年度と同様の実績を見込み、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成29年度（実績） 67,035件 883億円（特償653億円、税控230億円）

平成30年度（実績） 54,634件 573億円（特償387億円、税控186億円）

令和元年度（実績） 53,930件 550億円（特償367億円、税控183億円）

令和2年度（実績） 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和3年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和4年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和5年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和6年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

### 2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6
法人住民税	114	74	71	32	32	32	32	32
法人事業税 （特別法人事業税を含む） ※特償のみ	120	69	67	58	58	58	58	58



(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額×0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額×0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	114 億円	(883 億円×0.129)	(特償 84 億円、税控 30 億円)
平成 30 年度 (実績)	74 億円	(573 億円×0.129)	(特償 84 億円、税控 30 億円)
令和元年度 (実績)	71 億円	(550 億円×0.129)	(特償 47 億円、税控 24 億円)
令和 2 年度	32 億円	( 463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 3 年度	32 億円	( 463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 4 年度	32 億円	( 463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 5 年度	32 億円	( 463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 6 年度	32 億円	( 463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による所得減少見込額×0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による所得減少見込額×0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	84 億円	(4,194 億円×0.3×0.067)
平成 30 年度 (実績)	48 億円	(2,408 億円×0.3×0.067)
令和元年度 (実績)	47 億円	(2,338 億円×0.3×0.067)
令和 2 年度 (実績)	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 3 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 4 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 5 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 6 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込額×0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込額 (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込額×0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成 29 年度 (実績)	36 億円	(84 億円×0.432)
平成 30 年度 (実績)	21 億円	(48 億円×0.432)
令和元年度 (実績)	20 億円	(47 億円×0.432)
令和 2 年度 (実績)	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 3 年度	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 4 年度	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 5 年度	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 6 年度	16 億円	(42 億円×0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上